

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 30年 12月 14日
契約業者名	石元商事(株)
契約業者の住所	大阪市都島区中野町1丁目7-20
業務の名称	本社事務用什器購入
業務場所	阪神高速道路(株)
業務種別	購入等
業務概要	本件は、阪神高速道路(株)本社における什器類等を購入し、設置するものである。
業務期間(自)	平成 年 月 日
業務期間(至)	平成 31年 1月 31日
契約金額	279,720,000 円
変更金額	13,424,724 円 増
変更後の契約金額	293,144,724 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

本社事務用什器購入（第 1 回変更理由書）

当初契約においては、新本社に設置する大部分の什器を大量且つ安価に調達する必要がある事及び応札者に広く門戸を開く意味もあり、コクヨ、イトーキ、オカムラの 3 メーカー全てが、同等品を販売している物に限り仕様書に記載したところである。

しかしながら、新本社において必要な什器等の中には、特定のメーカーのみが制作している物もあり、それらの什器は契約相手方決定後に追加で発注する必要があった。

また、当初契約締結後のレイアウト編集の際に追加で必要となる什器もあったことから、最終レイアウト決定時まで追加発注を行わず、最終的に必要となる什器の種類・数量を確定の上、追加発注を行う事とした。

追加発注分については、新本社が高層ビルであり貨物用 E V を複数の業者専用的に使用する事が困難である事、また複数の業者が什器の搬入を行った場合ビル及び既設什器等への損傷が発生した場合の責任の所在が曖昧になる事、及び当初契約が大量の什器購入であったことから、落札率において十分なスケールメリットが発揮されており新規契約を行う意味が低い事から、当初契約の変更契約にて発注する事としたい。

また追加発注に伴い、納期が当初契約の平成 3 0 年 1 2 月 1 6 日では間に合わない事から、平成 3 1 年 1 月 3 1 日まで延長するものである。